

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 14 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### オーストラリア労働法制に関する最終報告書

2015 年 12 月、生産性委員会（Productivity Commission）は、オーストラリアの労働法制の枠組みについての最終報告書を発表しました。オーストラリアの労働法制は、グローバルスタンダードに照らした場合、比較的良好であると評価されていますが、以下を含む重要な改正が多数提案されている点が注目されます。

- 休日割増賃金の引き下げ

サービス、エンターテインメント、小売、レストラン及びカフェ業界の日曜日の割増賃金（penalty rate）を土曜日と同額に引き下げ、両者を合わせて「週末割増賃金（weekend rate）」とすること。

- 労使紛争対応

フェアワーク委員会に対し、ストライキの停止や打ち切りの決定等、労使紛争への干渉権限や、短期ストライキの阻止権限を与える。ストライキへの対応について、雇用者に対しより多くの選択肢を与え、また、違法な労働争議に対する罰金額を引き上げる。

- 雇用契約終了の予告期間

個別フレックス契約終了（Individual Flexibility Agreements）の予告期間を、最低 13 週間、当事者間の合意によって最長 1 年の予告期間とする（現行の法定の予告期間は 28 日間）。

## 「当事務所の特長」ビデオ



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



---

- Enterprise Contract の導入

Enterprise Contract の導入。これは、enterprise agreement に類似するものですが、従業員の階級に応じて個人の労使裁定の条件を柔軟に変更することが可能となります。

- 不当解雇法制

不当解雇に関する無益な申立てを減らすため、当初申立手数料と仲裁申立手数料を導入する。また、「不公正」の判断についての二段階テストを導入する。

現在、連邦政府は、次期選挙を見据えながら、本報告書で提案された改正案の受け入れについて検討しています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## その他の注目のトピック

---

### ベンチャーキャピタルパートナーシップ投資に関する改正

連邦政府は、投資家及びファンドマネージャーにとって、ベンチャーキャピタルパートナーシップ投資をより魅力的なものにするため、投資家用ビザプログラム、税額控除強化に関する大幅な改革を行うことを発表しました。これは、重要投資家ビザ（Significant Investor Visa）プログラムに対する直近の変更に基づくものです。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 2016 年税制改革の展望

2015 年は税制に関する大きな改革が実施された年でしたが、2016 年も、今年後半に行われる見込みの連邦政府総選挙までに、多国籍企業の租税回避対策等、さらにいくつかの重要な税制改正が行われる可能性があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 不動産及び資源権益取引に関するキャピタル・ゲイン税の源泉徴収税制の導入

現在連邦議会にて審議中の税制改正法案が成立した場合、今年 7 月 1 日より不動産分野におけるキャピタル・ゲイン税（Capital Gain Tax）の税制も変更されます。この場合の不動産分野の取引の中には資源権

益の取引も含まれます。導入が予定されている源泉徴収税制の枠組みとはどのようなものでしょうか。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 競争法改正に関するアップデート

オーストラリアの競争法制に関するレビュー「Harper Review」が昨年発表されましたが、その内容のうち、「市場支配力の悪用」条項の適用範囲を広げる提案をめぐって議論がなされています。この提案の目的は、市場競争を大幅に阻害する、又は阻害する可能性のある行為を規制することです。連邦政府は、この点について3月末までには結論を出す見込みです。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 不公正契約（unfair contract）に対する罰則

不公正契約について、不公正だけでなく、虚偽、ミスリーディング、詐欺的なものであると認められた場合、オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）によって、当該違反につき最高1,100万豪ドルの罰金を命じられる可能性があります。個人消費者や中小企業との間で基本契約を締結する場合には、十分な注意が必要です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## ソーシャルメディアの不適切な利用により職場復帰ができなくなった例

従業員がFacebook等のソーシャルメディアに差別的又は攻撃的な書き込み等を行った場合であっても、これを原因とした解雇は違法とされます。但し、このような書き込みが原因で、職場の調和が乱れ、職場における信頼関係の修復が困難となった場合には、解雇が違法と認められたとしても、当該従業員の職場復帰が認められないケースがあります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 北部準州の環境戦略

北部準州政府はバランス環境戦略草案（Balanced Environment Strategy Discussion Draft）を発表しました。同草案は、北部準州固有の環境の責任ある利用、管理及び保護を目的としており、環境に関する意思決定原則について規定しています。北部準州政府は、2016年3月18日を締切としてパブリックコメントを受け付けています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

---

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 1. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。

このセミナーでは、2015年12月1日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。

今回はいずれのセミナーも改正法施行直後の開催となりましたので、ご参加の皆様からの関心の高さが伺われました。

---

### 2. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪 EPA 締結に続き TPP が大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしていますが、この点に関する最新の動向等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

### 3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最

---

近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～ 1 ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 (「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4)

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました(共著)。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介するとともに、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な様々な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

### 2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」(ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号)

The Association for Real Estate Securitization (ARES) (一般社団法人不動産証券化協会)の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて鈴木弁護士が寄稿した記事(共著)。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事は[こちら](#)から無料でダウンロードすることができます。

### 3. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 (「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3)

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました(共著)。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

#### 4. オーストラリアにおけるビジネス展開 (2014年度版)

オーストラリア貿易促進庁 (Austrade) のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

#### 5. オーストラリア会社法概説 (信山社 2014年8月)

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の豪州ビジネスにも活用できるよう、実務面もカバーしています。

#### 6. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 (ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本からオーストラリアに進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

---

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



ロイヤー 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 八郷智之  
直通電話：02-9353-5722  
メール：[thachigo@claytonutz.com](mailto:thachigo@claytonutz.com)



ロークラーク 末永麻衣  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7019  
メール：[msuenaga@claytonutz.com](mailto:msuenaga@claytonutz.com)



ロークラーク 樋口彰  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ahiguchi@claytonutz.com](mailto:ahiguchi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
木内理恵子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[rkiuchi@claytonutz.com](mailto:rkiuchi@claytonutz.com)

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。